

# 公立大学法人公立鳥取環境大学特命教員就業規則

平成28年1月28日  
公立鳥取環境大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則(平成24年鳥取環境大学規程第37号。以下「職員就業規則」という。)第3条第4項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)に勤務する特命教員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(特命教員の定義)

第2条 この規則において「特命教員」とは、期間を定め、かつ、年俸により雇用する者であって、学長の特命に基づくプロジェクト等に係る教育及び研究に従事する者をいう。

(特命教員の職等)

第3条 特命教員の職等は、別表に定めるところによる。

(職員就業規則の一部適用)

第4条 この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、特命教員を職員就業規則の適用を受ける職員とみなし、職員就業規則(第3条、第11条から第13条まで、第21条、第28条から第29条までの各規定を除く。)及びこれに基づく諸規程等を適用するものとする。

(選考及び任用)

第5条 特命教員の選考については、公立大学法人公立鳥取環境大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程(以下「教員採用及び昇任の手続きに関する規程」という。)第2章に規定する選考基準による。

2 特命教員の採用に係る選考手続きについては、教員採用及び昇任の手続きに関する規程第3章に規定する採用手続きによるものとし、この場合において、教員採用及び昇任の手続きに関する規程の第9条第2項中「学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステイナビリティ研究所長、地域イノベーション研究センター長又は国際交流センター長(以下「部局の長」という。)」とあるのは「プロジェクト等における当該事業責任者(以下「事業責任者」という。)」と、第10条第2項第1号中「採用を申し出た部局の長」とあるのは「事業責任者」と、同条第3項中「部局の長」とあるのは「事業責任者」と読み替える。

(任期)

第6条 特命教員の任期は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第4条第1項第3号に基づくものとし、当該特命教員の従事するプロジェクト等の期間の範囲内で、5年を限度として、個別に定めるものとする。ただし、任期の終期について、同法第7条により読み替えられた労働契約法(平成19年法律第128号)第18条に規定する通算契約期間が10年となる日を超えて定めることはできない。

2 特命教員は、当該特命教員の従事するプロジェクト等の期間の範囲内で再任することができるものとし、再任後の任期は前項の規定によるものとする。

3 特命教員の任用に当たっては、あらかじめ、別紙様式により、その任期について当該任用される者の同意を得なければならない。

(配置換等)

第7条 特命教員は、原則として、配置換(組織の改編等に伴うものを除く。)及び出向の対象としない。

2 特命教員は、業務上の都合により併任を命ぜられることがある。この場合において、特命教員は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

(給与)

第8条 特命教員の給与は、基本年俸及び諸手当とし、次の各号のとおりとする。

(1) 特命教員の基本年俸は、320万円から840万円までの範囲内で、理事長がこれを決定する。ただし、職務内容、技能経験、能力等を勘案し、これによりがたい場合には、理事長が個別に決定する。

(2) 前号の規定にかかわらず、法人の収支の状況及び社会情勢等を勘案して法人職員の給与の改定等が行われた場合には、基本年俸を増額又は減額する場合がある。

(3) 基本年俸はその12分の1の額を基本給として毎月支給する。

(4) 諸手当は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条第1項に規定する手当（第1号から第9号までに規定する手当を除く。）とする。

2 特命教員の給与の支給に関する事項については、職員給与規程に準じる。

(退職手当)

第9条 特命教員には、退職手当を支給しない。

(この規則により難い場合の措置)

第10条 特別の事情により、この規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

特命教員の職等

職種	職名及び職階
特命教員	特命教授
	特命准教授
	特命講師
	特命助教

別紙様式(第5条第3項関係)

同意書

年 月 日

公立大学法人公立鳥取環境大学長 殿

氏名

印

私は、公立鳥取環境大学〇〇〇〇に就任するに際し、公立大学法人公立鳥取環境大学特命教員就業規則第5条第3項の規定に基づき、下記のと通りの任期により任用されることに同意します。

記

任期 年 月 日 から 年 月 日 まで

(注) 〇〇〇〇部分には、組織の名称及び職を記入する。